

## 業務規程の変更案に対して受領した御意見・質問等と本機関の回答

項番	条項	意見・質問等	本機関回答
1	業務規程第32条の34第3項	左記条項で改正前は「アセスメントの内容及び手順は送配電等業務指針に定める。」が改正後は「四 需給状況と容量提供事業者の特性に応じた供給力の確保状況及び提供実績の確認 実需給年度中に、需給状況（需給ひっ迫の恐れの有無の確認を含む。）及び容量提供事業者の特性に応じた供給力の確保状況及び提供実績等の確認を行う。」となることについて、容量市場メインオークション募集要項において、「具体的な提出情報については、本機関が別途公表する「容量市場業務マニュアル」を参照とあり、この容量市場業務マニュアル（リクワイヤメント・アセスメント・ペナルティ編）は、業務規程改正後に公表されると思ってよいか。 意見照会がまず出ると思われるが、いつ頃になる見込みか。	○実需給年度 2024 年度のリクワイヤメント・アセスメント・ペナルティに関する容量市場業務マニュアルについては、年度上半期中の意見募集実施を目指しており、意見募集結果を踏まえ公表いたします。  ○意見募集の実施につきまして、お伝えできる状況になり次第、広域機関 WEB サイト等でお知らせする予定です。  ○マニュアルの公表につきましても、お伝えできる状況になり次第、広域機関 WEB サイト等でお知らせする予定です。